

2026年3月19日

各 位

## &lt;不動産投資信託証券発行者名&gt;

ジャパンリアルエステイト投資法人  
代表者名 執行役員 加藤 謙  
(コード番号 8952)

## &lt;資産運用会社名&gt;

ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上 和幸  
問合せ先 常務執行役員企画部長 藤野 正昭  
TEL.03-3211-7951

**新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ**

当投資法人は、2026年3月19日開催の役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 公募による新投資口発行要領（一般募集）

- (1) 募集投資口数：161,200口  
(2) 払込金額（発行価額）：未定

(2026年3月25日（水）から2026年3月27日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催される役員会にて決定する予定。なお、払込金額（発行価額）とは当投資法人が引受人（後記(5)で定義する。）より1口当たりの新投資口払込金として受け取る金額である。）

- (3) 払込金額（発行価額）の総額：未定  
(4) 発行価格（募集価格）：未定  
(5) 募集方法：一般募集とし、SMB C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下併せて「共同主幹事会社」という。）、並びに大和証券株式会社及び野村證券株式会社（以下共同主幹事会社と併せて「引受人」という。）に全投資口を買取引受けさせる。なお、SMB C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

社を共同ブックランナーとする。

なお、上記募集投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の当投資法人の投資口の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）から2026年3月期（第49期）に係る1口当たりの予想分配金2,536円を控除した金額に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定するものとする。

- (6) 引受契約の内容：引受人は払込期日に払込金額（発行価額）の総額を当投資法人に払い込み、発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とする。当投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (7) 需要状況等の把握（ブックビルディング）の期間  
2026年3月23日（月）から2026年3月27日（金）まで  
（最長）
- (8) 申込単位：1口以上1口単位
- (9) 申込期間：発行価格等決定日の翌営業日
- (10) 申込証拠金の入金期間：発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
- (11) 払込期日：2026年4月1日（水）又は2026年4月2日（木）  
但し、発行価格等決定日が、2026年3月25日（水）又は2026年3月26日（木）の場合は2026年4月1日（水）、2026年3月27日（金）の場合は2026年4月2日（木）とする。
- (12) 受渡期日：払込期日の翌営業日
- (13) 発行価格（募集価格）、払込金額（発行価額）、その他新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (14) 前記各号については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」という。）による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）要領（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出人：S M B C日興証券株式会社
- (2) 売出投資口数：8,060口

上記売出投資口数は、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案し、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

開催する役員会において決定する。

- (3) 売 出 価 格 : 未定  
(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 : 未定
- (5) 売 出 方 法 : 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社、当投資法人の投資主である三菱地所株式会社から8,060口を上限として借り入れる当投資法人の投資口の売出しを行う。
- (6) 申 込 期 間 : 一般募集における申込期間と同一とする。
- (7) 申込証拠金の入金期間 : 一般募集の申込証拠金の入金期間と同一とする。
- (8) 受 渡 期 日 : 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (9) 申 込 単 位 : 1口以上1口単位
- (10) 売出価格、その他投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行要領(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募 集 投 資 口 数 : 8,060口
- (2) 割 当 先 及 び 口 数 : S M B C日興証券株式会社 8,060口
- (3) 払込金額(発行価額) : 未定  
発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。
- (4) 払込金額(発行価額)の総額 : 未定
- (5) 申込期間(申込期日) : 2026年4月23日(木)
- (6) 払 込 期 日 : 2026年4月24日(金)
- (7) 申 込 単 位 : 1口以上1口単位
- (8) 払込金額(発行価額)、その他第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (9) 上記申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 一般募集による新投資口発行を中止した場合は、この第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当投資法人の投資主である三菱地所株式会社から8,060口を上限として借り入れる当投資法人の投資口(以下「借入投資口」といいます。)の売出し(オーバーアロットメ

ご注意: この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、8,060口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社に借入投資口の返還に必要な当投資法人の投資口を取得させるため、当投資法人は2026年3月19日(木)開催の当投資法人の役員会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする当投資法人の投資口8,060口の第三者割当による新投資口発行(以下「本第三者割当」といいます。)を、2026年4月24日(金)を払込期日として行うことを決議しています。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2026年4月22日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする当投資法人の投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての当投資法人の投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた当投資法人の投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、当投資法人の投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による上記当投資法人の投資主からの当投資法人の投資口の借り入れは行われません。従って、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

上記の取引に関して、S M B C日興証券株式会社は、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社と協議の上、これらを行います。

## 2. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	7,114,320口
一般募集による増加投資口数	161,200口
一般募集後の発行済投資口総数	7,275,520口
本第三者割当による増加投資口数	8,060口 (注)
本第三者割当後の発行済投資口総数	7,283,580口 (注)

(注) 本第三者割当の募集投資口数の全口数に対し、S M B C日興証券株式会社から申込みがあり、

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられ、当該プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

発行がなされた場合の数字です。

### 3. 発行及び売出しの目的及び理由

当投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に基づき、2025年10月17日付で1物件(The Link Sapporo：取得価格（注）1.）213億円）（注）2.）、2026年1月21日付で1物件（神田橋パークビルディング（追加取得）：取得価格21億円）（注）3.）、及び2026年3月13日付で1物件（新宿イーストサイドスクエア（追加取得）：取得価格203億円）（注）4.）を取得しています。今回の新投資口発行により調達する資金は本日付で取得を公表したコモレ四谷（取得予定価格155億円）（注）5.）の追加取得資金及び新宿イーストサイドスクエアの追加取得に際し借り入れた短期借入金（元本150億円）の返済の一部に充当します。また、新投資口発行に伴うLTV（総資産有利子負債比率）水準引き下げによる借入余力拡大を通じて、1物件（サッポロアーチビル：取得予定価格81億円）（注）5.）の取得を予定しています。

これらの一連の取り組みがポートフォリオの中長期的な競争力向上及び外部成長余地の拡大に資すると判断し、不動産売買市場の状況、現在のLTV水準、J-REIT市場の動向及び分配金水準等を勘案の上、新投資口の発行を決定したものです。

（注）1. 各物件の取得価格及び取得予定価格については小数点以下を切り捨てて記載しています。以下同じです。

（注）2. 2025年10月14日付で公表しました「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載のとおりです。

（注）3. 2026年1月16日付で公表しました「国内不動産の取得に関するお知らせ」に記載のとおりです。

（注）4. 2026年3月11日付で公表しました「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載のとおりです。

（注）5. 本日付で公表しました「国内不動産及び国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載のとおりです。

### 4. 目論見書の電子交付について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供は、原則として、書面ではなく、電子交付により行われます（注）。

（注）当投資法人は、電磁的方法による目論見書記載事項の提供を目論見書の電子交付と呼んでいます。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第32条の2第1項）。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人等が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできませんが、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、引受人等は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ投資口を販売します。

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

20,703,000,000 円（上限）

(注) 1. 一般募集における手取金 19,718,000,000 円の見込額及び本第三者割当による新投資口発行の手取金の見込額の上限 985,000,000 円を合計した金額を記載しています。

(注) 2. 上記金額は、2026年3月2日（月）現在の東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記の一般募集における手取金（19,718,000,000 円）については、2026年3月19日付で公表しました「国内不動産及び国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（(注) 1.）の取得資金及び短期借入金（元本150億円）（(注) 2.）の返済の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口発行の手取金上限（985,000,000 円）については、手元資金とし、将来の特定資産の取得又は借入金の返済に充当します。

(注) 1. コモレ四谷（追加取得）（取得予定価格155億円）のことをいいます。

(注) 2. この短期借入金は、新宿イーストサイドスクエア（追加取得）（取得価格203億円）の取得資金の一部に充当したものです。なお、短期借入については2026年3月11日付「資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおりです。

## 6. 配分先の指定

引受人は、当投資法人が指定する販売先として、当投資法人の投資主である三菱地所株式会社に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、4,836口を販売する予定です。

## 7. 今後の見通し

本日付で公表した「2026年9月期の運用状況の予想の修正及び2027年3月期の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載のとおり。

## 8. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

### (1) 最近3営業期間の運用状況

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期
1 口当たり当期純利益（円） (注) 1. (注) 2.	13,241	2,651	2,502
1 口当たり分配金（円） (注) 2.	12,349	2,487	2,511
実績配当性向（注） 3 .	93.3%	93.8%	100.3%
1 口当たり純資産（円） (注) 2.	380,516	76,285	76,300

(注) 1. 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。

(注) 2. 当投資法人は、2024年12月31日を基準日として、同日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する投資口を、2025年1月1日を効力発生日として、1口につき5口

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられ、当該プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の割合をもって分割いたしました。「1口当たり当期純利益」及び「1口当たり純資産」は、2025年3月期の期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しております。なお、「1口当たり分配金」はいずれも実際の分配金額です。

(注) 3. 実績配当性向は、小数点第1位未満を四捨五入して表示しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期
始 値	540,000 円	578,000 円 □110,000 円	108,000 円
高 値	602,000 円	582,000 円 □112,900 円	131,300 円
安 値	499,000 円	530,000 円 □102,300 円	102,400 円
終 値	571,000 円	550,000 円 □107,300 円	124,500 円

(注) 2025年3月期の□印は、2025年1月1日付で当投資法人の投資口1口につき5口の割合で実施した投資口分割による権利落ち後の投資口価格を示しています。

② 最近6か月間の状況

	2025年 10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月(注)
始 値	124,400 円	127,200 円	133,700 円	132,500 円	125,700 円	130,400 円
高 値	128,800 円	136,500 円	133,700 円	132,500 円	132,900 円	131,500 円
安 値	122,300 円	125,300 円	125,400 円	122,500 円	124,700 円	126,300 円
終 値	127,100 円	133,700 円	130,900 円	124,800 円	130,100 円	129,200 円

(注) 2026年3月の投資口価格については、2026年3月18日(水)現在で表示しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2026年3月18日
始 値	128,500 円
高 値	129,700 円
安 値	128,000 円
終 値	129,200 円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられ、当該プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 9. 売却・追加発行等の制限

三菱地所株式会社には、一般募集に関し、S M B C日興証券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びみずほ証券株式会社との間で、一般募集の発行価格等決定日から受渡期日以降 180 日を経過する日までの期間、S M B C日興証券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びみずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、一般募集前から保有する本投資口及び三菱地所株式会社が一般募集により取得することを予定している本投資口 4,836 口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴うS M B C日興証券株式会社への本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、S M B C日興証券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びみずほ証券株式会社は、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又は制限期間を短縮する権限を有する予定です。

当投資法人は、一般募集に関し、S M B C日興証券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社との間で、S M B C日興証券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、一般募集の発行価格等決定日から受渡期日以降 90 日を経過する日までの期間、本投資口の発行（但し、本第三者割当を除きます。）を行わないことに合意します。

なお、上記の場合においても、S M B C日興証券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社は、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

以 上

ご注意：この文書は、当投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられ、当該プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。